



改正債権法の要点解説（6）

—詐害行為取消権—

改正債権法の要点解説第6回では、「詐害行為取消権」の改正点について説明します。詐害行為取消権は、債権者が自己の債権を保全するため、債務者がその債権者を害することを知りながら行った法律行為の取消しを裁判所に請求できる権利であり、債務者の財産管理に介入する権利を債権者に与えるというものです。

債権者が自己の債権を保全するため、債務者の財産管理に介入するという点では、債権者代位権と類似している制度ということが出来ます。

詐害行為取消権に関しては、従前の判例や学説上確立された解釈を条文化するという改正が多くなされているという点は債権者代位権と同様ですが、従前の実務に大きな影響を与える実質的な変更がなされている点も多くあります。

1 改正の経緯・方向性

改正前の民法では、詐害行為取消権の要件として、条文上、「債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消しを裁判所に請求することができる。」

（改正前 424 条 1 項本文）とし、効果として、「取消しは、すべての債権者の利益のためにその効力を生ずる。」（改正前 425 条）とし、それぞれ、非常にシンプルかつ抽象的な規定がされるにとどまっていた。

この抽象的な要件及び効果に関して、数多くの判例や学説による解釈が積み重ねられ、詐害行為取消権に関する実務が確立されていますが、改正の方向性の一つのポイントは、条文を一読しただけでは判然としない、これら従前の確立した解釈を条文化するという点にあります。

他方、従前の解釈を条文化する改正に加えて、詐害行為取消権に関しては、実務に大きな影響を与える実質的な変更もなされています。

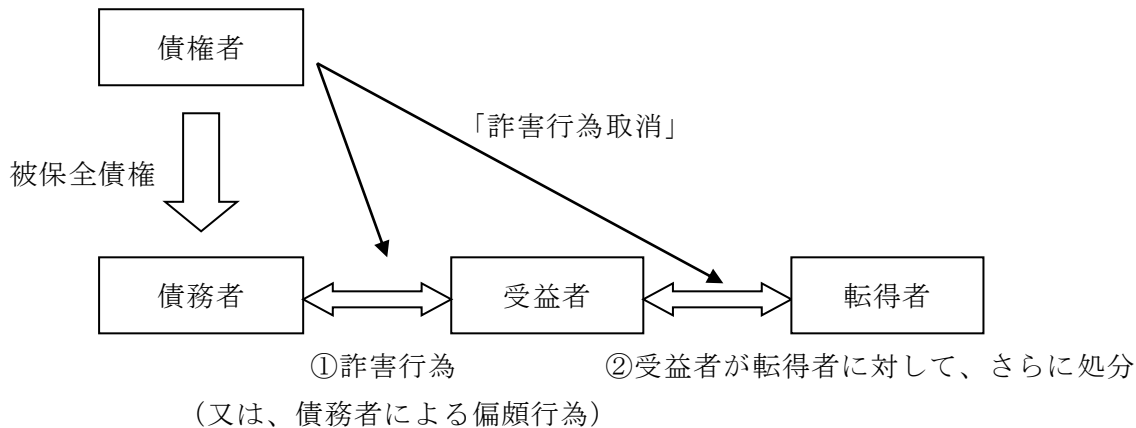
その大きな柱が、破産法等の倒産実体法における否認制度の規律との調整です。

倒産実体法における否認制度とは、債務者が破産等の法的倒産状況に陥った後で、破産管財人等が、債務者が倒産前に行った行為の効力を失わせる制度です。詐害行為取消権及び否認の制度はともに、債務者が行った、債権者を害する行為の効力を事後的に失わせ、責任財産を回復することを目的としている点で類似した連続性のある制

度ですから、その規律が大きく異なることは好ましくありません。

従前より、詐害行為取消権の要件である「債権者を害する」行為は、①債務者が、自身の財産を廉価で処分するような類型（詐害行為（財産減少行為））と、②債務者が、特定の債権者だけを優遇して、担保を提供したり、弁済をするような類型（偏頗行為）とに整理されていましたが、否認制度においては、これら類型を明確に分け、また、債務者の様々な行為を想定して、細かく要件が条文化されています（破産法 160 条乃至 162 条等）。詐害行為取消権においても、今般の改正により、否認制度に類似した規律とし、その要件が具体的に定められています。

なお、詐害行為取消権においては、以下の権利関係・登場人物を想定しています。



2 従前の判例・学説上確立された解釈の条文化

(1) 詐害行為取消訴訟の相手方

詐害行為取消権を行使した場合の、詐害行為の取消しという効果は、従前は、解釈上、債務者には及ばず、そのため、債務者は被告とはならず、受益者又は転得者のみが被告となるものと解されていました。

この点、後述のとおり、詐害行為取消権の効果については、「債務者及び全ての債権者に対してもその効力を有する」ものとされ（425 条）、債務者に対しても効力が拡張されることが明文化されました。

債務者に対しても効力が及ぶという改正がなされたのであれば、債務者も被告とすべきというのが一つの考え方ではありますが、改正法は、債務者を被告とする必要はないという点は維持し、受益者又は転得者が被告となることを明確に規定しました（424 条の 7 第 1 項）。

ただ、債務者自身は被告とならないとしても、債務者に対しても取消しの効果が

及ぶとされた以上、詐害行為取消訴訟において独自に反論する機会を債務者に保障するため、債権者は訴訟提起に当たって、債務者に対して訴訟告知をすることが必要とされています（424条の7第2項）。詐害行為取消権行使に係る訴訟で被告となるべき者については従前から変更はありませんが、この訴訟告知という点に限っては、従前の実務に変更を及ぼすものです。

(2) 勝訴した債権者からの直接給付請求

詐害行為取消権は、強制執行の準備として、逸出した財産を債務者の下に戻すということが制度の主眼であり、この点は、改正前425条の「取消しは、すべての債権者の利益のためにその効力を生ずる」という文言にあらわれていました。

そのため、債権者が受益者ないし転得者に対して勝訴したとしても、「逸出した財産を債務者の下に戻せ」ということしか言えず、自身に対して直接の給付請求をすることはできないのではないかという点が論点となっていました。もっとも、この点については、最高裁判所昭和39年1月23日第一小法廷判決・民集18巻1号87頁等により、取消債権者が、受益者又は転得者に対して、直接にその受けた財産の引渡しをすべきことを請求できるという判例法理が確立されています。

改正法もこの考えを踏襲し、取消債権者は、受益者又は転得者に対して、逸出財産（金銭又は動産）の直接の引渡しを請求することができることが条文化され（424条の9第1項）、債権回収手法としての詐害行為取消権の位置付けについて条文上の根拠が与えられています。

他方、①受益者を被告とする取消しが認められ、詐害行為により受領した物件等を返還したときは、債務者に対して反対給付¹の返還を求めることができ（425条の2及び3）²、②転得者を被告とする取消しが認められ、転得者が受領した物件等を債権者に返還したときは、転得者が受益者ならば有したであろう権利を、転得者が行使できるという規律となっています（424条の5）。

3 従来解釈上ないし制度上議論があった事項の整理

(1) 詐害行為（財産減少行為）の取消要件

ア 原則的な形態

詐害行為（財産減少行為）のうち、もっとも原則的な規律は、424条1項であり、同項本文は「債務者が債権者を害することを知ってした行為」としており、

¹ 債務者から、廉価で資産を取得したような場合には、当該資産に関して債務者に支払った対価。

² 偏頗弁済の場合には、受益者が債務者に対して有していた債権が元の状態に復活することになります。



改正前から実質的な変更はありません。

同条項に基づき取消権の行使が認められるためには、その行為がなされた時期（債務者が無資力となり、責任財産の保全が認められる段階となっていたか）、当該行為の詐害性等により判断されることになる点も従前とは変わりません。

もっとも、破産法の規律に倣って、以下に述べるとおり、詐害行為（財産減少行為）の類型ごとに要件が整理されています。

イ 相当な対価を得てした処分行為

債務者が、相当な対価（適正な対価）を得て資産を売却した場合は、原則として詐害性はありませんが、次の各要件を充足する場合には、詐害行為取消権の対象となります（424条の2）。

- ① 資産を処分し金銭等に変えることにより、債務者において隠匿等の処分をするおそれを現に生じさせること
- ② 債務者が、処分の当時、（得た対価について）隠匿等の処分をする意思を有していたこと
- ③ 債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことについて、処分の当時、受益者が知っていたこと

ウ 過大な代物弁済

債権者に対する代物弁済は、債務の消滅に関する行為ですので、次にご紹介する偏頗行為としての取消しが問題となります。しかし、債務額に見合わない、過大な価値を有するものが代物弁済に供された場合には、当該過大な部分に限って言えば、これを無償で処分したに等しく、詐害性を帯びることになります。

そこで、424条の4は、このような過大な代物弁済がなされた場合には、「その消滅した債務の額に相当する部分以外の部分」（＝過大な部分）については、上記424条1項所定の要件を充足する限り、詐害行為取消の対象となることを明確にしています。

(2) 偏頗行為の取消要件

424条の3第1項は、「債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為」について、次の①及び②のいずれをも充足する場合に、詐害行為取消の対象となることを定めます。なお、ここでいう「既存の債務についての担保の供与」とは、貸付がなされた後しばらくしてから、担保権が設定されたような場合を指し、貸付と同時に担保権が設定されたような場合（同時交換的行為）を除く趣旨とされています。

- ① 債務者が支払不能の時に行われたものであること

- ② その行為が、債務者と受益者とが通謀して、他の債権者を害する意図をもって行われたものであること

①の「支払不能」とは、債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいい、破産法等が「支払不能」後の偏頗行為を否認対象としているのと同様の規律です（破産法 162 条 1 項 1 号等）。

他方、②は、破産法等の否認の要件にはありません。民法が独自に要件を加重していることとなります。その趣旨としては、債権者に対する弁済や担保提供に対する詐害行為取消権行使の要件として、判例上、債務者と受益者との通謀等が必要とされていたことからこれを踏襲したという点に加え、詐害行為取消権は否認権とは異なり、あくまで強制執行の準備段階に過ぎないことから、否認権よりも厳格な要件となることもやむを得ないという点にあります。そのため、客観的には同じ弁済行為について、通謀加害の意図がなく詐害行為取消権の対象とはならなくても、後に、破産管財人等の否認権の行使の対象となる場合があり得ることとなります。

(3) 転得者を相手とする詐害行為取消権

転得者とは、受益者からさらに、詐害行為の対象物件等を譲り受けた者を指します（6 頁上部の図参照）。現行法の下では、受益者が行為の詐害性について善意であったとしても、転得者が悪意であれば、債権者は転得者を相手方として詐害行為取消権の行使ができると解されてきました（最高裁判所昭和 49 年 12 月 12 日第一小法廷判決・集民 113 号 523 頁）。

しかし、改正後は、①受益者に対して詐害行為取消権の行使ができる場合であり、かつ、②転得者が、債務者がした行為が債権者を害することを知っていた場合（転得者が複数いるときは、すべての転得者が詐害性について知っていることが必要）でなければ、転得者に対する詐害行為取消権の行使はできないと定められました（424 条の 5）。つまり、詐害行為であることについて、受益者及び転得者の双方が悪意であることが必要であり、現行法の下よりも、転得者に対する詐害行為取消権の行使のハードルは高くなっています。

(4) 詐害行為取消権の効果（効力が及ぶ範囲）

2(1)で少し言及したとおり、従前、詐害行為取消権を行使した場合の、詐害行為の取消しという効果は、解釈上、債務者には及ばず、被告となった受益者又は転得者との関係でのみ生じるものとされていました（相対的効力）。

もともと、債務者が不動産を廉価で受益者に売却し、これが取り消された場合に

は、債務者への登記名義の回復が認められるなど（最高裁判所昭和 53 年 10 月 5 日・民集 32 卷 7 号 1332 頁）、「債務者に取消しの効力が及ばない」という考えが貫徹されていたわけではありませんでした。

上記の相対的効力の主眼は、詐害行為取消権の効力は責任財産の保全に当たって、必要な範囲にとどめるという点にあり、債務者に効力を及ぼすべきではないという点にはないことから、今般の改正により、詐害行為取消権は「債務者及び全ての債権者に対してもその効力を有する」ものと改められています（425 条）。

(5) 期間制限

現行法の下では、①債権者が取消原因を知った時から 2 年間の時効により、また、②詐害行為の時から 20 年間の経過により、詐害行為取消権の行使はできなくなるという期間制限が設けられていました（改正前 426 条）。

この点については、長期の 20 年間というのが、10 年間に短縮されており、①債権者が取消原因を知った時から 2 年間、②詐害行為の時から 10 年を経過した場合には、いずれも、詐害行為取消権の行使に係る訴訟提起ができなくなるものと改められました（426 条）。

（執筆者 弁護士 上野 尚文）

【連載スケジュール】

- vol. 23 定型約款、法定利率
- Vol. 24 債務不履行、契約の解除、危険負担
- Vol. 25 多数当事者の債権及び債務関係 その 1
- Vol. 26 多数当事者の債権及び債務関係 その 2
- Vol. 27 債権者代位権
- Vol. 28 債権者取消権
- Vol. 29 債権譲渡、債務引受
- Vol. 30 弁済、相殺
- Vol. 31 売買
- Vol. 32 消費貸借、使用貸借、賃貸借
- Vol. 33 雇用、請負、委任
- Vol. 34 寄託、組合
- Vol. 35 総則（意思表示、代理、消滅時効等）